

各種規定の改定内容

1. 預金共通規定

預金共通規定の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、総合口座定期預金と据置型定期預金を除きます。証券類を受入れたときは、その他証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、預金口座から総合口座定期預金と据置型定期預金を除きます。<u>また、証券類から他行を支払人および支払場所とする手形、小切手を除きます。</u>証券類を受入れたときは、その他証券類が決済された日を預入日とします。</p>

2. 当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（一般用）の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときはその都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときはその都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p>

現 行	改定後
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</p>

3. 当座勘定規定（専用約束手形口用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>
<p>第8条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p>	<p>第8条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>
<p>第9条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p>	<p>第9条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p>
<p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>	<p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</p>

4. 当座勘定規定（ホームチェック用）

当座勘定規定（ホームチェック用）の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。	第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
第8条（小切手・手形の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。	第8条（小切手・手形の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
第9条（小切手、手形用紙） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第9条（小切手、手形用紙） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を できるかぎり記載 してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときはその都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときはその都度連絡することなく支払うことができるものとします。 なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。
第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人名義の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人名義の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができます。

5. 代金取立規定

代金取立規定の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>2. 対象となる手形・小切手</p> <p>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形および振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)</p>	<p>2. 対象となる手形・小切手</p> <p>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形および振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)</p> <p>また、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p>

6. 小切手用法

小切手用法の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>

7. 約束手形用法

約束手形用法の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>

8. 為替手形用法

為替手形用法の改定内容は以下のとおりです。※下線部分が改定箇所

現 行	改定後
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p>